

第68回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年 6月26日 (木) 午前10時

開催場所

シティホール&ギャラリー五反田

品川区立五反田産業文化施設

東京都品川区西五反田8丁目4-13

五反田JPビルディング 3階

(末尾の「株主総会 会場ご案内図」等をご参照ください。)

| 議案 | 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
|----|-------|-----------|
| | 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| | 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| | 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |

 **かどや製油株式会社**

証券コード2612



株主の皆様にご理解を一層深めていただきたく、株主総会終了後、当社商品の試食会を開催いたします。
ご多忙中とは存じますが、ぜひご参加ください。

株主の皆様へ

証券コード：2612

2025年6月5日

東京都品川区北品川5丁目1番18号

かどや製油株式会社

株主の皆様におかれましては、日頃よりかどや製油に対し、ご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を6月26日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の概況及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2025年6月

代表取締役社長 北川 淳一



目次

| | | | |
|-----------------|----|-----------------|----|
| 第68回定時株主総会招集ご通知 | 1 | 連結計算書類 | |
| 議決権行使についてのご案内 | 3 | 連結貸借対照表 | 37 |
| 株主総会参考書類 | 5 | 連結損益計算書 | 38 |
| 事業報告 | | 計算書類 | |
| 企業集団の現況 | 17 | 貸借対照表 | 39 |
| 会社の現況 | 29 | 損益計算書 | 40 |
| | | 監査報告 | |
| | | 連結計算書類に係る会計監査報告 | 41 |
| | | 計算書類に係る会計監査報告 | 43 |
| | | 監査役会の監査報告 | 45 |

第68回 定時株主総会招集ご通知

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2025年6月26日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都品川区西五反田8丁目4番13号 五反田JPビルディング3階 シティホール&ギャラリー五反田 |

3. 株主総会の目的事項
- 報告事項**
- 第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役7名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項
- 書面（郵送）及びインターネットの両方で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

5. 電子提供措置に関する事項
- 【当社ウェブサイト】**
<https://www.kadoya.com/ir/page05.html>
(上記ウェブサイト「IR情報」欄よりご確認ください。)
- 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】**
<https://d.sokai.jp/2612/teiji/>
- 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】**
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記東証ウェブサイトへアクセスのうえ、当社名又は証券コード「2612」を入力・検索いただき、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



以上

- ◆当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◆電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◆株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
なお、本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ、本招集ご通知（電子提供措置事項から次に掲げる事項を除いたものを記載した書面）を一律でお送りいたしております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

書面又はインターネットによる議決権行使について

当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁、4頁のご案内に従って2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

<その他ご案内>

- 株主の皆様へ当社へのご理解を一層深めていただきたく、株主総会終了後、当社商品の試食会を開催いたします。ご多忙中とは存じますが、ぜひご参加ください。
- 株主様ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。（ただし、お身体の不自由な株主様の同伴の方等はご入場いただけます。）



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時

書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX日

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

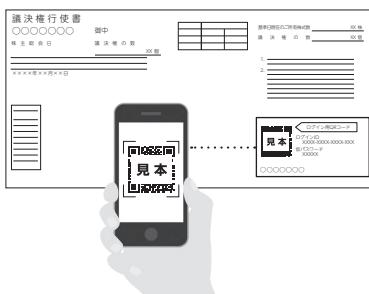
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、書面(郵送)による議決権の行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

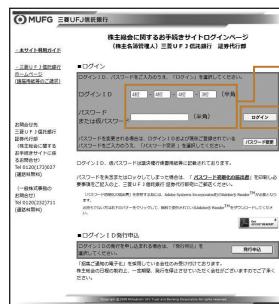
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重点政策の一つとして位置付けており、配当性向の目標は連結の親会社株主に帰属する当期純利益の40%を目処としております。ただし、業績に関わらず1株当たり20円以上の配当を継続して行えるよう努力してまいります。

この配当政策に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当100円とさせていただきますと存じます。

なお、配当性向の目標は2024年3月期より「単体利益基準」から「連結利益基準」に変更しております。

- 配当財産の種類 金銭
- 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株当たり金100円 総額921,451,900円
- 剰余金の配当が効力を生じる日 2025年6月27日

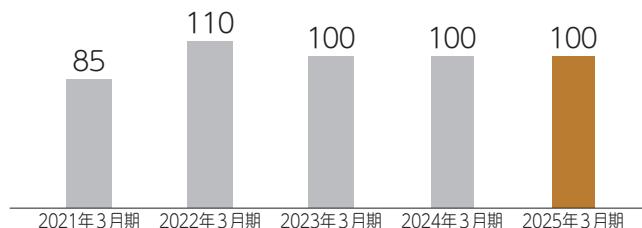
その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 増加する剰余金の項目及びその額 別途積立金 300,000,000円
- 減少する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 300,000,000円

<ご参考> 配当金の推移

1株当たり年間配当金 (単位:円)



1. 提案の理由

株主総会、取締役会の運営の柔軟性を確保する観点から、招集権者および議長が取締役社長に限定されている現行定款第13条および第23条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>②株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> | <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に<u>基づき、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>②<u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>② 〈条文省略〉</p> | <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>③ 〈現行どおり〉</p> |

第3号議案

取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となります。

つきましては、より迅速な意思決定が可能な体制を継続できるよう1名減員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 | 当社における 地位、主な担当 | 取締役会への 出席状況 | 就任 年数 |
|-----------|---------------------|--------------------------|-------------------|----------|
| 1 | くめ あつし 久米 敦司 | 代表取締役会長 | 13回／13回 (100%) | 7年 |
| 2 | きたがわ じゅんいち 北川 淳一 | 代表取締役社長 | 10回／10回 (100%) | 1年 |
| 3 | いじり なおひろ 井尻 尚宏 | 取締役 専務執行役員 生産本部長 | 12回／13回 (92%) | 11年 |
| 4 | ながさわ のぼる 長澤 昇 | 取締役 専務執行役員 海外事業本部長 | 13回／13回 (100%) | 4年 |
| 5 | さいとう きよみ 齋藤 聖美 | 取締役 | 13回／13回 (100%) | 4年 |
| 6 | おおにし まさる 大西 賢 | 取締役 | 13回／13回 (100%) | 4年 |
| 7 | たけだ まこと 竹田 真 | 取締役 | 13回／13回 (100%) | 3年 |

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立取締役候補者

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 齋藤聖美、大西賢及び竹田真の3氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 齋藤聖美氏及び大西賢氏の当社社外取締役としての在任期間は、両氏とも本総会終結の時をもって4年であります。
- (3) 竹田真氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
3. 当社は齋藤聖美、大西賢及び竹田真の3氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険契約」という。）を締結しております。D&O保険契約は取締役を含む被保険者の行った業務に起因して損害賠償請求された損害等を填補するものであります（ただし、保険約款で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 齋藤聖美、大西賢及び竹田真の3氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、再任された場合、当社は3氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計としております。

候補者
番号

1

く め あつ し
久米 敦司

(1955年10月5日生 満69歳)

再任

所有する当社株式の数

9,400株

■ 略歴、当社における地位、担当

| | | | | | |
|-------|----|--|-------|----|---------------|
| 1978年 | 4月 | 三井物産株式会社入社 | 2018年 | 3月 | 同社退社 |
| 2006年 | 7月 | 同社石油部長 | 2018年 | 4月 | 当社入社社長付 |
| 2010年 | 4月 | 同社金融市場副本部長 | 2018年 | 6月 | 当社取締役副社長執行役員 |
| 2011年 | 4月 | 同社執行役員金融・新事業推進本部長 | 2019年 | 6月 | 当社代表取締役社長 |
| 2013年 | 4月 | 同社常務執行役員次世代・機能推進本部長 | 2025年 | 4月 | 当社代表取締役会長（現任） |
| 2015年 | 4月 | 同社専務執行役員関西支社長 | | | |
| 2016年 | 4月 | 同社専務執行役員欧州・中東・アフリカ本部長 兼欧州三井物産株式会社社長 | | | |

■ 取締役候補者とした理由

久米敦司氏は、総合商社における豊富なビジネス経験と幅広い知見を有しており、2019年6月に当社の代表取締役社長に就任して以来、かどや製油グループを牽引する強いリーダーシップを発揮してまいりました。2025年4月には代表取締役会長に就任し、引き続き経営者としての豊富な知識と経験をもって、グループ全体の経営方針や戦略の策定・監督を担い、当社の持続的成長と企業価値向上の実現に資する候補者として、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

2

きたがわ
北川

じゅんいち
淳一

(1972年2月26日生 満53歳)

再任

所有する当社株式の数

200株

■ 略歴、当社における地位、担当

| | | | | | |
|-------|-----|-----------------------|-------|----|---|
| 1994年 | 4月 | 三菱商事株式会社入社 | 2024年 | 4月 | 当社出向 執行役員社長付 |
| 1998年 | 4月 | 同社油脂部 | 2024年 | 5月 | 当社執行役員経営企画部長 |
| 2006年 | 4月 | Agrex Inc.出向 | 2024年 | 6月 | 当社取締役執行役員経営企画部長 兼管理本部担当兼カタギ食品株式会社取締役 ※非常勤 |
| 2011年 | 12月 | Sesaco Corporation 社長 | 2025年 | 4月 | 当社代表取締役社長（現任） |
| 2013年 | 12月 | 三菱商事株式会社経営企画部 | | | |
| 2017年 | 2月 | 同社Olam事業部長 | | | |
| 2019年 | 3月 | UCC Europe Ltd. 副社長 | | | |
| 2022年 | 4月 | 三菱商事株式会社グローバル消費財部長 | | | |

■ 取締役候補者とした理由

北川淳一氏は、総合商社においてトレーディング・M&A、全社の経営企画業務に従事すると同時に、米国及び英国で食料事業会社の経営を担った経験を通じ、幅広い視野と実行力を備えております。2024年4月に当社入社後は取締役経営企画部長として中期経営計画の達成に向けた課題と対応施策を整理、2025年4月には当社代表取締役社長に就任し、対応施策の実行を開始しており、企業価値向上への貢献を十分に期待できることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

3

いじり なおひろ
井尻 尚宏

(1960年10月30日生 満64歳)

再任

所有する当社株式の数

9,600株

■ 略歴、当社における地位、担当

| | | | |
|-----------|----------------------------|-----------|---|
| 1984年 3月 | 当社入社 | 2016年 10月 | 当社取締役執行役員事業開発プロジェクト室長 兼生産本部小豆島工場研究部長 |
| 2002年 5月 | 当社研究開発部副部長 | 2017年 1月 | 当社取締役執行役員事業開発プロジェクト室長 兼生産本部生産企画部長 |
| 2006年 10月 | 当社油脂部副部長 | 2017年 11月 | カタギ食品株式会社取締役※非常勤（現任） |
| 2007年 4月 | 当社油脂部長 | 2020年 5月 | 当社取締役執行役員生産本部長兼生産企画部長 |
| 2011年 6月 | 当社執行役員油脂部長 | 2021年 6月 | 当社取締役常務執行役員生産本部長兼生産企画部長 |
| 2012年 4月 | 当社執行役員研究部長 | 2023年 4月 | 当社取締役常務執行役員生産本部長 |
| 2014年 6月 | 当社取締役執行役員研究部長 | 2025年 4月 | 当社取締役専務執行役員生産本部長（現任） |
| 2016年 7月 | 当社取締役執行役員事業開発プロジェクト室長兼研究部長 | | |

■ 取締役候補者とした理由

井尻尚宏氏は、入社以来、生産部門の事業に従事し、油脂部長、研究部長等を経て、2014年6月から当社取締役を務めております。研究開発、品質管理をはじめとする生産部門全般に関する豊富な経験と知見を有することから、生産本部担当役員としてかどや製油グループの持続的な成長や企業価値向上の実現に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

4

ながさわ
長澤

のぼる
昇

(1963年7月23日生 満61歳)

再任

所有する当社株式の数

600株

■ 略歴、当社における地位、担当

| | | | | | |
|-------|-----|--|-------|----|---|
| 1987年 | 4月 | 三井物産株式会社入社 | 2021年 | 6月 | 当社取締役執行役員経営企画部長 兼管理本部担当 |
| 2002年 | 3月 | 同社クアラルンプール支店食料部長 | | | |
| 2009年 | 3月 | Wilsey Foods Inc.兼Ventura Foods LLC副社長 | 2021年 | 6月 | カタギ食品株式会社取締役※非常勤 |
| 2013年 | 4月 | 三井物産株式会社食糧本部穀物事業第二部長 | 2023年 | 6月 | 当社取締役常務執行役員経営企画部長 兼管理本部担当 |
| 2015年 | 11月 | United Grain Corporation副社長 | | | |
| 2017年 | 11月 | 米国三井物産株式会社副社長 兼米州食料・リテール商品本部長 | 2024年 | 4月 | 当社取締役常務執行役員経営企画部長 兼海外事業本部長兼管理本部担当 |
| 2020年 | 3月 | 当社出向執行役員社長付 | 2024年 | 5月 | 当社取締役常務執行役員海外事業本部長 兼管理本部担当 |
| 2020年 | 5月 | 当社執行役員海外事業本部長 | 2024年 | 6月 | 当社取締役常務執行役員海外事業本部長 |
| | | | 2025年 | 4月 | 当社取締役専務執行役員海外事業本部長 兼カタギ食品株式会社取締役※非常勤（現任） |

■ 取締役候補者とした理由

長澤昇氏は、2021年6月から当社取締役へ就任し、現在海外事業本部担当役員を務めております。総合商社における豊富なビジネス経験と十分な知見を有し、サステナビリティ推進や中期経営計画等への取組とともにかどや製油グループの持続的な成長や企業価値向上の実現に寄与することができると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

5

さいとう

齋藤

きよみ

聖美

(戸籍上の氏名: 武井 聖美)
(1950年12月1日生 満74歳)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、当社における地位、担当

| | | | | | |
|-------|----|--|-------|-----|---|
| 1973年 | 4月 | 株式会社日本経済新聞社入社 | 2021年 | 6月 | 当社社外取締役 (現任) |
| 1975年 | 9月 | ソニー株式会社 (現 ソニーグループ株式会社) 入社 | 2021年 | 10月 | ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役 (現任) |
| 1984年 | 8月 | モルガン・スタンレー投資銀行入行 | | | |
| 1990年 | 1月 | 同行エグゼクティブディレクター | | | |
| 2000年 | 4月 | 株式会社ジェイ・ボンド (現 ジェイ・ボンド東短証券株式会社) 代表取締役社長 | | | (重要な兼職の状況) 鹿島建設株式会社 社外取締役(2025年6月退任予定) |
| 2011年 | 4月 | 東短インフォメーションテクノロジー株式会社 代表取締役社長 | | | JPH株式会社 社外取締役 ジェイ・ボンド東短証券株式会社 代表取締役(2025年5月退任予定) |

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

齋藤聖美氏は、ジェイ・ボンド東短証券株式会社にて長年にわたり代表取締役社長を務められ、経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の企業価値向上、コーポレートガバナンスの維持・強化及び経営の監督を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。なお、2021年6月の当社社外取締役への就任以降も専門的な助言等をいただいております。今後も同様な助言等を期待するものであります。また、指名報酬諮問委員として、当社の取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っており、客観的・中立的立場で今後も関与いただく予定です。

候補者
番号

6

おおにし

大西

まさる

賢

(1955年5月19日生 満70歳)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

800株

■ 略歴、当社における地位、担当

| | | | | | |
|-------|----|--|-------|----|-----------------------------|
| 1978年 | 4月 | 日本航空株式会社入社 | 2021年 | 6月 | 当社社外取締役 (現任) |
| 2007年 | 4月 | 株式会社JAL航空機整備成田代表取締役社長 | | | |
| 2010年 | 2月 | 株式会社日本航空インターナショナル (現 日本航空株式会社) 管財人代理 (兼) 社長 | | | (重要な兼職の状況) |
| 2011年 | 4月 | 日本航空株式会社代表取締役社長 | | | 帝人株式会社 社外取締役(2025年6月退任予定) |
| 2012年 | 2月 | 同社代表取締役会長 | | | 株式会社商船三井 社外取締役(2025年6月退任予定) |
| 2014年 | 4月 | 同社取締役会長 | | | 株式会社Luup 社外取締役 |
| 2018年 | 7月 | 同社特別理事 | | | 株式会社レゾナックホールディングス 社外取締役 |

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大西賢氏は、日本航空株式会社にて代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任し、経営者として豊富な経験と同社で安全統括管理者を務めるなど安全への高い知見を有しております。また、同社における取締役会議長としての豊富な経験は当社の企業価値向上、コーポレートガバナンスの維持・強化及び経営の監督を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。なお、2021年6月の当社社外取締役への就任以降も専門的な助言等をいただいております。今後も同様な助言等を期待するものであります。また、指名報酬諮問委員として、当社の取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っており、客観的・中立的立場で今後も関与いただく予定です。

候補者
番号

7

たけだ
竹田

まこと
真

(1976年10月22日生 満48歳)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、当社における地位、担当

| | | | |
|-------|-----|--------------------------|------------|
| 2001年 | 10月 | 弁護士登録 | |
| 2008年 | 9月 | ニューヨーク州弁護士登録 | |
| 2009年 | 4月 | 東京法務局訟務部部付（任期付公務員） | |
| 2010年 | 4月 | 法務省大臣官房民事訟務課課付（現・法務省訟務局） | |
| 2012年 | 4月 | 東京芝法律事務所入所（現任） | |
| 2018年 | 4月 | 当社顧問弁護士就任（2022年6月まで） | （重要な兼職の状況） |
| 2022年 | 6月 | 当社社外取締役（現任） | 東京芝法律事務所 |

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹田真氏は、弁護士としての専門的知識と当社の顧問弁護士を務めていた経験から、当社のコーポレートガバナンスやコンプライアンス体制の一層の向上や当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。なお、2022年6月の当社社外取締役への就任以降も弁護士として専門的見地から助言等をいただいております。今後同様な助言等を期待するものであります。また、指名報酬諮問委員として、当社の取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っており、客観的・中立的立場で今後も関与いただく予定です。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しております。

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役植松博司氏、監査役松澤修一氏は監査役を辞任されますので、その補欠として監査役2名の選任をお願いするものであります。

今回選任されます監査役候補者富山文雄氏、監査役候補者横尾俊弘氏の任期は、当社定款第31条第2項の定めに従い、監査役植松博司氏、監査役松澤修一氏の任期が満了する2028年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位 |
|-------|--|----------|
| 1 | とみやま ふみお 富山 文雄 新任 | 理事社長付 |
| 2 | よこお としひろ 横尾 俊弘 新任 社外 | — |

新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 横尾俊弘氏は、社外監査役候補者であります。
3. 横尾俊弘氏は、当社の特定関係事業者である三井物産株式会社の業務執行者として次の頁に記載する地位等を務めるとともに、同社より従業員給与等を受けており、今後も受ける予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険契約」という。）を締結しております。D&O保険契約は監査役を含む被保険者の行った業務に起因して損害賠償請求された損害等を填補するものであります（ただし、保険約款で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 富山文雄氏、横尾俊弘氏が選任された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

候補者
番号

1

とみやま ふみお
富山 文雄

(1963年10月16日生 満61歳)

新任

所有する当社株式の数

900株

■ 略歴、当社における地位

| | | | |
|-----------|-------------------|----------|----------------------|
| 1989年 10月 | 当社入社 | 2021年 6月 | 当社理事監査室長 |
| 2003年 6月 | 当社経営企画部経営企画課長 | 2025年 4月 | 当社理事社長付（現任） |
| 2004年 2月 | 当社管理部経理課長 | 2025年 6月 | カタギ食品株式会社監査役※非常勤（予定） |
| 2009年 4月 | 当社管理部人事課長 | | |
| 2011年 6月 | 当社経営企画部長 | | |
| 2016年 9月 | 当社監査室長 | | |
| 2017年 7月 | 当社執行役員監査室長兼品質保証部長 | | |
| 2018年 6月 | 当社執行役員監査室長 | | |

■ 監査役候補者とした理由

富山文雄氏は当社において経営企画部、経理、人事等の管理部門、並びに監査室を中心とした幅広い経験と知見を有しており、当社の監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者
番号

2

よこお としひろ
横尾 俊弘

(1964年4月30日生 満61歳)

新任

社外

所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、当社における地位

| | | | |
|----------|-----------------------------------|-----------|---|
| 1987年 4月 | 三井物産株式会社入社 | 2021年 12月 | 同社食料本部Emerging Business事業部長補佐 |
| 2008年 8月 | 三井物産(広東)貿易有限公司食料・リテール部長 | 2024年 7月 | 同社食料本部Emerging Business事業部 シニアマネージャー（現任） |
| 2011年 8月 | 三井物産株式会社食料・リテール本部西日本食料部 第一営業室長 | | |
| 2013年 1月 | 同社食糧本部糖質醱酵部次長 | | |
| 2018年 1月 | ADEKA食品(常熟)有限公司出向(新事業発展部長) | | |
| 2021年 2月 | 三井物産株式会社食料本部油脂・主食事業部 部長補佐 | | |

■ 社外監査役候補者とした理由

横尾俊弘氏は長年の総合商社勤務を通じて食料分野を含む幅広い知見を有し、加えて海外現地法人での職務経験も有しており、当社の監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(提供書面)

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

■ (1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及びその成果

イ. 当連結会計年度の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、為替レートの円安基調やインフレ進行に伴う原材料価格の更なる上昇、人手不足等に伴う人件費の増加等が、企業収益を圧迫しました。また、生活必需品の度々の値上がり等が個人消費の落ち込みの要因となっております。世界経済においては、各国で物価動向に応じた中央銀行の金融政策が注視される中、地政学的リスクや米国大統領の交代等もあり、先行きが不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、原材料価格の高止まりや為替レートの円安基調等を背景として、基礎食材を中心に値上げの傾向が継続しており、このことから消費者の節約志向が続いております。一方で、外食産業は、外食への消費マインドの上昇やインバウンド需要等により、回復傾向にありました。

このような状況下、当社グループは、厳格な生産体制の維持・管理を行いながら、効率化によるコスト削減や製品の販売価格是正を行い、収益性の確保に取り組みました。

販売面におきまして、ごま油事業のうち国内家庭用及び業務用では、製品の販売価格是正を2023年10月に実施しており、引き続き価格是正の浸透に取り組みました。輸出用では、原料コスト上昇に対応し、2024年5月に製品の販売価格の是正を行いました。この結果、当連結会計年度のごま油事業全体の販売数量は前期比102.9%、販売金額は輸出における為替レートの円安基調の影響等も寄与し、前期比112.4%となりました。

食品ごま事業におきましては、2023年10月に実施した業務用製品の販売価格是正の浸透に取り組んだことに加え、子会社のカタギ食品株式会社においても2024年10月と2025年2月に販売価格の是正を実施しております。この結果、当連結会計年度の食品ごま事業全体の販売数量は前期比97.5%となりましたが、製品の販売価格是正の影響等により、販売金額は前期比104.7%となりました。

一方、コスト面におきまして、売上原価は、原料相場の上昇及び為替レートの円安基調等に伴う原料代の大幅な増加等により、前期比113.1%となりました。また、販売費及び一般管理費は、ベースアップの実施等による人件費の増加等により、前期比104.7%となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高39,450百万円（前期比3,769百万円増）、経常利益は3,394百万円（前期比14百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,357百万円（前期比101百万円増）となりました。

ロ. 中期経営計画関連の当連結会計年度における取組

当社グループは、2025年度を最終年度とする5ヶ年の中期経営計画を、2023年11月に外部環境の変化を背景として最終年度を2028年度に延長しております。中期経営計画の達成に向けて商品／市場の開発を通じたトップラインの伸長やサプライチェーン全体の最適化等に取り組んでおります。

商品／市場の開発に関しては、ごま油を製造する過程で発生する副産物である脱脂ごまに含まれる良質なタンパク質に着目し、付加価値化に向けた研究を行っております。当連結会計年度は第一弾として『米麴グラノーラセサミプロテイン』を株式会社オリゼと共同で開発し、2025年3月に上市いたしました。また、ごま油市場の底上げを企図し開発した“洋食に適した全く新しい風味”をお楽しみ頂ける『ごまの実オイル』が、日本の優れた商品・サービスを世界に広めることを目的として「おもてなし”心”にあふれる商品・サービス」に与えられる賞「OMOTENASHI Selection (おもてなしセレクション) 2024」の金賞を受賞いたしました。

サプライチェーン全体の最適化に関しては、社長直轄組織「物流タスクフォース」を立ち上げ、在庫・配送の最適化に向けた取り組みを開始いたしました。

上記のほか、ごま油と菜種油のブレンドである調合ごま油と100%ごま油（純正ごま油）の違いを知らないと回答した消費者が7割以上に上るとの当社調べを踏まえ、純正ごま油の良さを伝える広告をテレビ中心に配信する等、マーケティング投資にも注力いたしました。また、「いつもの味が私たちを家族にする」をキーメッセージとし、長年に亘り日常に寄り添いながら食のしあわせを紡ぎ続けている当社の独自価値を表現した動画が2024年8月に「第77回広告電通賞・フィルム広告金賞」を受賞いたしました。

■ 生産の状況

(単位：トン)

| 区分 | 第67期 (2024年3月期) | 第68期 (当連結会計年度) (2025年3月期) | 前連結会計年度比 |
|---------|--------------------|---------------------------------|----------|
| ごま油生産量 | 27,447 | 28,151 | 102.5% |
| 食品ごま生産量 | 11,890 | 11,771 | 99.0% |
| 脱脂ごま生産量 | 23,663 | 25,007 | 105.6% |

(注) ごま油生産量には輸入原料油の使用量を含みます。

セグメント別売上高構成比



■ セグメント別売上高の状況

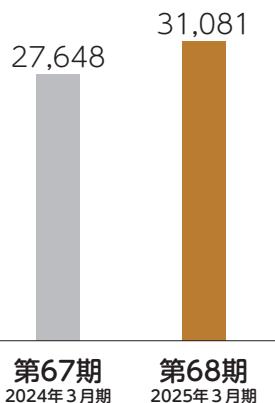
| セグメントの名称 | | 第67期 (2024年3月期) | 第68期 (当連結会計年度) (2025年3月期) | 前連結会計年度比 |
|-------------|-------|--------------------|---------------------------------|----------|
| ごま油 | (百万円) | 27,648 | 31,081 | 112.4% |
| 内訳 | | | | |
| ごま油 | (百万円) | (26,228) | (29,816) | (113.6%) |
| 脱脂ごま | (百万円) | (1,420) | (1,264) | (89.0%) |
| 食品ごま | (百万円) | 7,896 | 8,269 | 104.7% |
| その他 | (百万円) | 135 | 99 | 73.6% |
| 合 計 | (百万円) | 35,680 | 39,450 | 110.5% |

ごま油事業



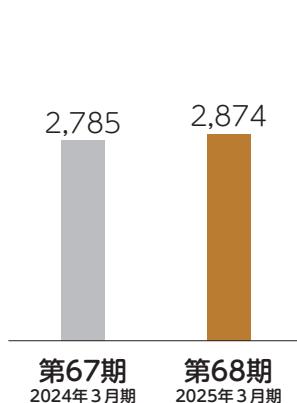
セグメント別売上高

(百万円)



セグメント別営業利益

(百万円)



今期の状況

ごま油事業におきましては、家庭用については、マーケティング投資等の取り組みが奏功し、販売数量が増加しました。

業務用については、外食向けの需要が伸び、全体の販売数量は前期に比べ増加しました。

輸出用については、2024年5月に製品の販売価格は是正を実施しつつ、積極的な販促を実施した結果、販売数量は前期に比べ増加しました。

ごま油事業全体の販売数量は前期比102.9%、販売金額は輸出における為替レートの円安基調の影響等も寄与し、前期比112.4%となりました。

● 食品ごま事業



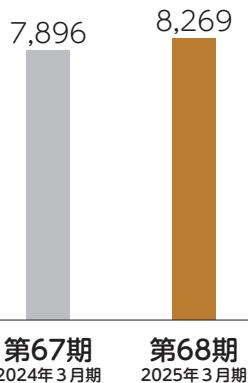
主要製品

いりごま すりごま
あらいごま ねりごま



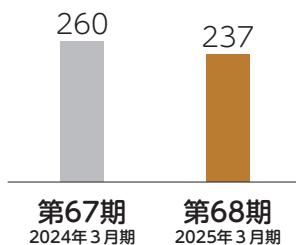
セグメント別売上高

(百万円)



セグメント別営業利益

(百万円)



今期の状況

食品ごま事業におきましては、グループ内の業務効率化を目的として、2023年10月より家庭用食品ごま及び家庭用ねりごまについて、家庭用に強みを持つ子会社のカタギ食品のブランドに統合し、販売を一本化しております。

2023年10月に実施した業務用製品の販売価格は正の浸透に取り組んだことに加え、子会社のカタギ食品株式会社においても2024年10月と2025年2月に販売価格の是正を実施しており、販売数量は減少も、販売金額は増加しております。

食品ごま事業全体の販売数量は前期比97.5%となりましたが、製品の販売価格是正の影響等により、販売金額は前期比104.7%となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は304百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備
袖ヶ浦工場 研究設備工事
- ロ. 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません
- ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却・撤去・減失
該当事項はありません

③主要な借入先の状況

該当事項はありません。

なお、当社は機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するため取引銀行3行と契約総額3,000百万円の特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

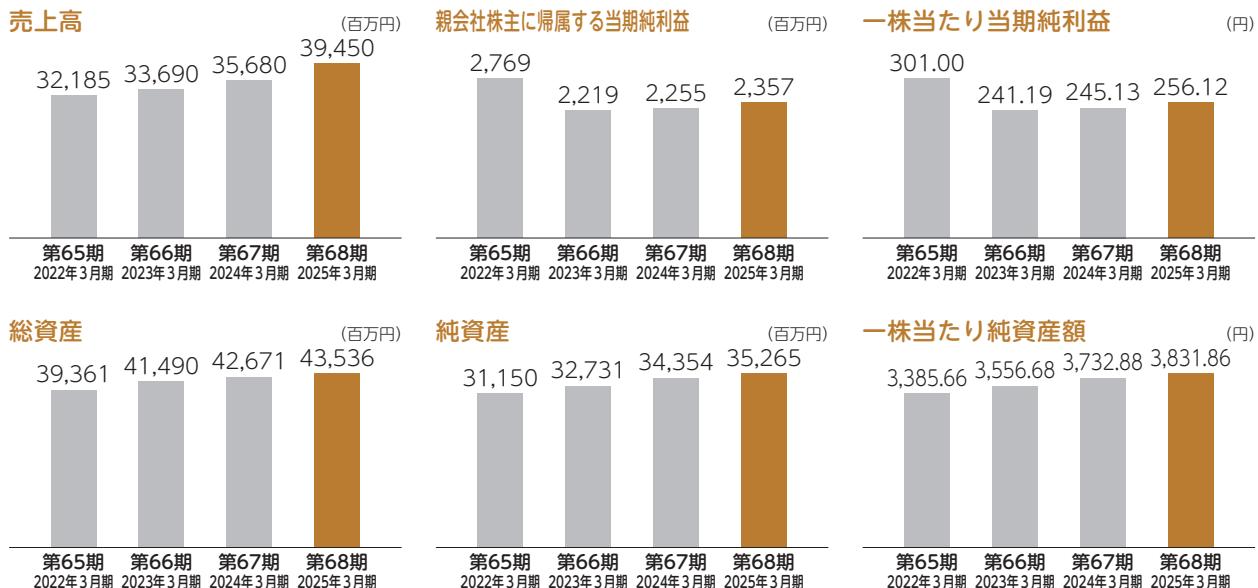
| | | |
|------------|-------|-----|
| 特定融資枠契約の総額 | 3,000 | 百万円 |
| 借入実行残高 | — | 百万円 |
| 借入未実行残高 | 3,000 | 百万円 |

■（２）直前３事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

| 区分 | 第65期 (2022年3月期) | 第66期 (2023年3月期) | 第67期 (2024年3月期) | 第68期 (当連結会計年度) (2025年3月期) |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (百万円) | 32,185 | 33,690 | 35,680 | 39,450 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 2,769 | 2,219 | 2,255 | 2,357 |
| 一株当たり当期純利益 (円) | 301.00 | 241.19 | 245.13 | 256.12 |
| 総資産 (百万円) | 39,361 | 41,490 | 42,671 | 43,536 |
| 純資産 (百万円) | 31,150 | 32,731 | 34,354 | 35,265 |
| 一株当たり純資産額 (円) | 3,385.66 | 3,556.68 | 3,732.88 | 3,831.86 |

(注) 「重要なヘッジ会計の方法」について、前連結会計年度（第67期）より会計方針の変更を行っており、第66期連結会計年度に係る各金額については、遡及修正後の金額で表示しております。なお、第66期連結会計年度に係る各金額は遡及修正を行う前と比べ、親会社株主に帰属する当期純利益は85百万円、一株当たり当期純利益は9円33銭、総資産は37百万円、純資産は85百万円、一株当たり純資産額は9円33銭それぞれ減少しております。

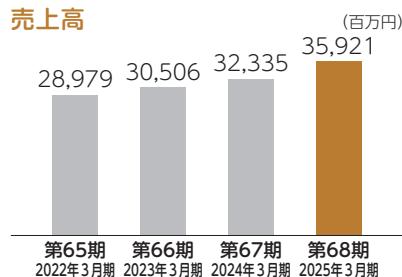


②当社の財産及び損益の状況

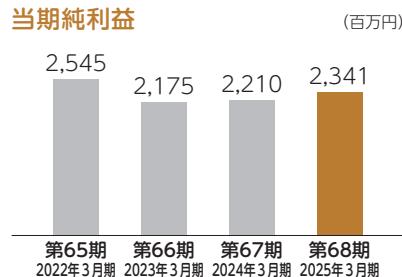
| 区分 | 第65期 (2022年3月期) | 第66期 (2023年3月期) | 第67期 (2024年3月期) | 第68期 (当事業年度) (2025年3月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (百万円) | 28,979 | 30,506 | 32,335 | 35,921 |
| 当期純利益 (百万円) | 2,545 | 2,175 | 2,210 | 2,341 |
| 一株当たり当期純利益 (円) | 276.67 | 236.44 | 240.23 | 254.46 |
| 総資産 (百万円) | 38,104 | 40,214 | 41,243 | 42,147 |
| 純資産 (百万円) | 30,686 | 32,176 | 33,610 | 34,518 |
| 一株当たり純資産額 (円) | 3,335.15 | 3,496.38 | 3,652.05 | 3,750.64 |

(注) 「重要なヘッジ会計の方法」について、前事業年度(第67期)より会計方針の変更を行っており、第66期事業年度に係る各金額については、遡及修正後の金額で表示しております。なお、第66期事業年度に係る各金額は遡及修正を行う前と比べ、当期純利益は85百万円、一株当たり当期純利益は9円33銭、総資産は37百万円、純資産は85百万円、一株当たり純資産額は9円33銭それぞれ減少しております。

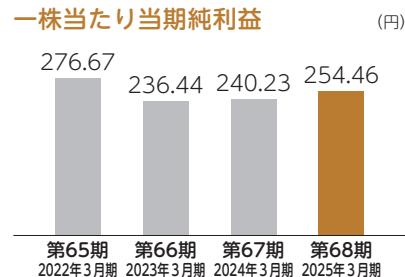
売上高



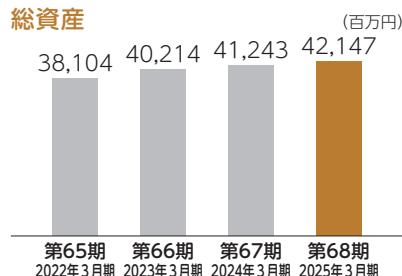
当期純利益



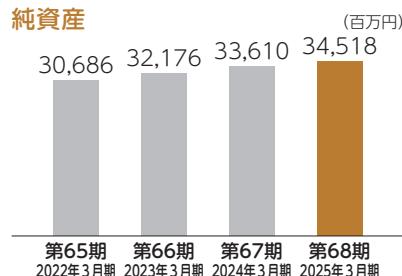
一株当たり当期純利益



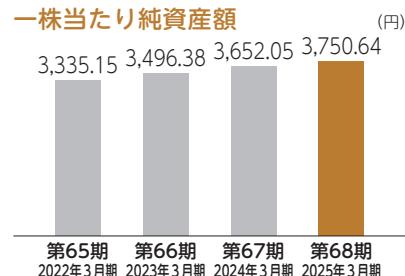
総資産



純資産



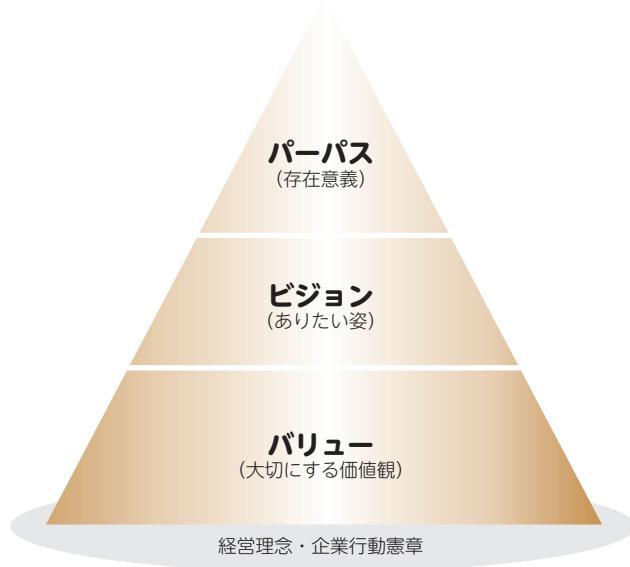
一株当たり純資産額



■ (3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、160年以上に亘り高品質なごま油を製造し続けている当社主力工場がある小豆島を含む日本の人口減少・少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化、物流費等のコストの上昇、日本と並ぶ米国市場を含む景気減退懸念等、様々な変化が急速に進んでおり、これらの変化にスピード感を持って柔軟に対応することが求められています。

このような経営環境の中、社員アンケートやワークショップ等を通じ「捨てるべきもの・守るべきもの・加えるべきもの」について議論を重ね、理念体系を括り直し、パーパス（存在意義）・ビジョン（ありたい姿）・バリュー（大切にする価値観）を下図のとおり策定いたしました。



パーパス

ごまの価値を極限まで高めることで世界に貢献する。

スローガン

ひらけ、ごまの可能性。

ビジョン

「ごま」を通じて社会課題の解決に取り組み、社員と会社の両方が持続的に成長する。

バリュー

ご：ごまのパイオニア

ま：まずは、お客様第一主義

せ：誠実、公平、偽りなく行動

さ：差別なく、異なる考え方、文化、社会に敬意

み：自ら挑む、常に変化を生む

美味しく健康に良い「かどやのごま油」を、醤油と同様の世界的な調味料とすることを目指し、まずは現在の当社主要市場である日本と米国において、当社ファンの方々の声を傾聴しつつ、ブランドの成長を加速させる“ファンベース経営”の実践を通じ、中長期的な企業価値の向上を実現していきます。

（“ファンベース経営”の実践案）

- ・ごま油を“かける”ことで得られる幸せに関する積極的な発信・提言
- ・ファンの声を起点にした魅力ある新商品の研究開発の強化
- ・原料産地における貧困や、当社創業の地であり主力工場がある小豆島の人口減少等、サプライチェーン上に存在する社会課題への解決に向けた取組
- ・社員と会社の両方が持続的に成長するための仕組み作り
- ・米国における拠点設置の検討
- ・ごま油をよりお求めやすい価格とするための生産性向上に向けた取組

■ (4) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

| 事業内容 | 主要製品 |
|--------|----------------------|
| ごま油事業 | ごま油、調合油、辣油、脱脂ごま |
| 食品ごま事業 | いりごま、すりごま、あらいごま、ねりごま |

■ (5) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主な事業内容 |
|-----------|-------|---------|--------------------|
| カタギ食品株式会社 | 30百万円 | 100% | 家庭用食品ごま、加工ごまの製造・販売 |

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

■ (6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

当社の主要な営業所及び工場

本社

① 東京都品川区北品川五丁目1番18号

営業所

② 札幌 (中央区)

支店

③ 仙台 (青葉区)

④ 東京 (品川区)

⑤ 名古屋 (中区)

⑥ 大阪 (吹田市)

⑦ 広島 (西区)

⑧ 福岡 (博多区)

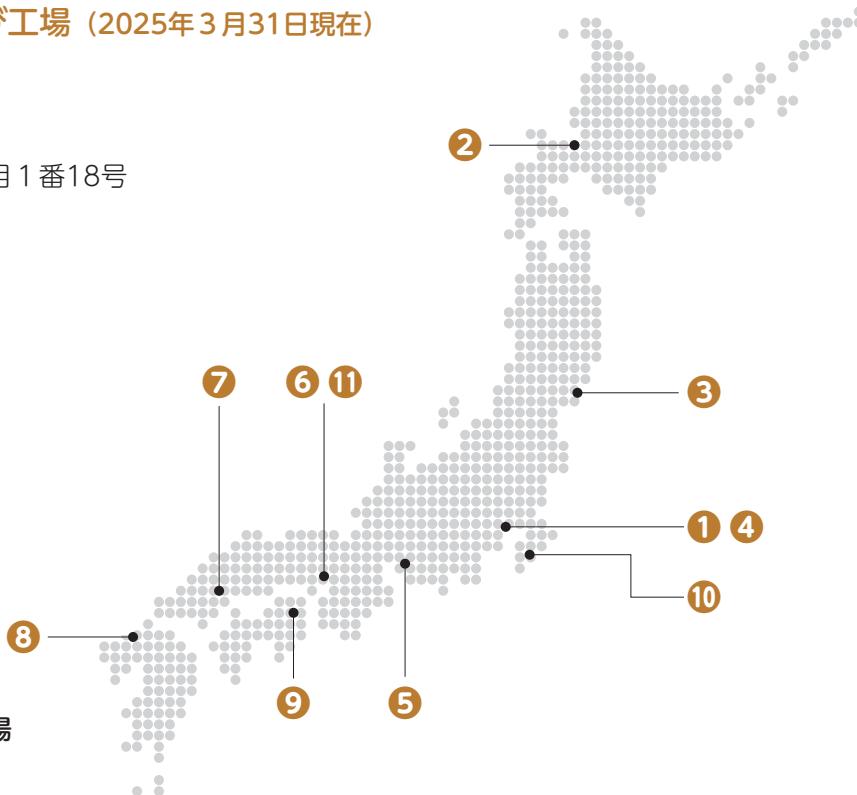
工場

⑨ 香川県 (小豆郡)

⑩ 千葉県 (袖ヶ浦市)

子会社の主要な営業所及び工場

⑪ カタギ食品株式会社
(大阪府寝屋川市)



■ (7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 |
|------------|-----------|
| 545 (45) 名 | 5名減 (3名増) |

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及び非常勤嘱託は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 418 (31) 名 | 5名増 (1名減) | 42.6歳 | 15.3年 |

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及び非常勤嘱託は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

■（８）その他企業集団の現況に関する重要な事項

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令の受領、並びに同命令に対する取消訴訟の提起について

当社は、ごま油の販売に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2024年3月13日に公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、2025年5月14日に同委員会から、取引先3社向け業務用ごま油及びそのうちの1社向け食品ごまの販売に関して、独占禁止法第3条に違反する行為（不当な取引制限）があったとして、排除措置命令書および課徴金納付命令書を受領いたしました。

本命令の根拠となる事実認定等について、公正取引委員会と当社の間で見解の相違が生じていることから、取締役会で協議の上、東京地方裁判所へ本命令について取消訴訟の提起の申立てを行いました。今後、取消訴訟の各手続において、司法の公正な判断を求めてまいります。

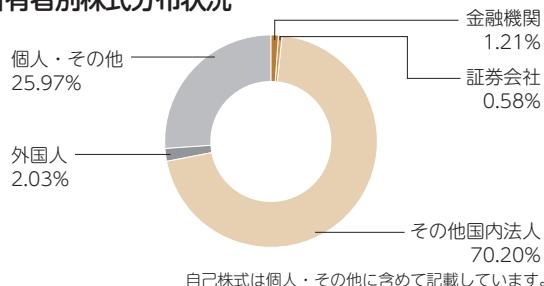
なお、本件が今後の当社業績に与える影響は軽微であります。

2. 会社の現況

■ (1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 16,000,000株
- ②発行済株式の総数 9,400,000株
- ③株主数 13,397名
- ④大株主 (上位10名)

所有者別株式分布状況



| 株主名 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|------------------------|-----------|----------|
| 三菱商事株式会社 | 2,477,000 | 26.88 |
| 三井物産株式会社 | 2,019,500 | 21.91 |
| 小澤物産株式会社 | 1,063,186 | 11.53 |
| 小澤商事株式会社 | 428,314 | 4.64 |
| 国分グループ本社株式会社 | 280,000 | 3.03 |
| 日清食品ホールディングス株式会社 | 150,000 | 1.62 |
| 伊藤忠商事株式会社 | 130,000 | 1.41 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 102,600 | 1.11 |
| かどや製油従業員持株会 | 58,868 | 0.63 |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 39,000 | 0.42 |

(注) 持株比率は自己株式 (185,481株) を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

■（２）会社役員 の 状況

①取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職状況 |
|-----------|---------|--|
| 代表取締役社長 | 久 米 敦 司 | － |
| 取 締 役 | 井 尻 尚 宏 | 常務執行役員・生産本部長、 カタギ食品株式会社取締役 |
| 取 締 役 | 中 山 裕 章 | 常務執行役員・国内事業本部長、 カタギ食品株式会社取締役 |
| 取 締 役 | 長 澤 昇 | 常務執行役員・海外事業本部長 |
| 取 締 役 | 北 川 淳 一 | 執行役員・経営企画部長、カタギ食品株式会社取締役 |
| 取 締 役 | 齋 藤 聖 美 | ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役、 鹿島建設株式会社社外取締役、 J P H株式会社社外取締役 |
| 取 締 役 | 大 西 賢 | 帝人株式会社社外取締役、 株式会社商船三井社外取締役、 Alton Aviation Consultancy Japan Co., Ltd Senior Advisor、 株式会社Luup社外取締役、 株式会社レゾナックホールディングス社外取締役 |
| 取 締 役 | 竹 田 真 | 東京芝法律事務所 |
| 常 勤 監 査 役 | 植 松 博 司 | － |
| 常 勤 監 査 役 | 山 内 文 明 | カタギ食品株式会社監査役 |
| 監 査 役 | 秋 元 建 夫 | 小澤物産株式会社常務取締役、 小澤商事株式会社常務取締役 |
| 監 査 役 | 松 澤 修 一 | 三井物産株式会社理事食料本部長補佐、 DM三井製糖ホールディングス株式会社社外取締役、 三井物産シーフーズ株式会社社外監査役 |
| 監 査 役 | 武 川 聡 | 三菱商事株式会社食料本部戦略企画室長、 R.H.F.Foods Pte.Ltd Director |

- (注) 1. 取締役齋藤聖美氏、大西賢氏及び竹田真氏は社外取締役であります。
2. 取締役竹田真氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は齋藤聖美氏、大西賢氏及び竹田真氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山内文明氏、秋元建夫氏、松澤修一氏及び武川聡氏は、社外監査役であります。
5. 2024年6月27日開催の第67回定時株主総会において、北川淳一氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
6. 2024年6月27日開催の第67回定時株主総会において、松澤修一氏及び武川聡氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。

7. 2024年6月27日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、監査役堤隆敏氏は辞任により、監査役田中眞光氏は任期満了により退任いたしました。
8. カタギ食品株式会社は当社の子会社であります。
9. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

| 氏名 | 異動前 | 異動後 | 異動年月日 |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|-------------|
| 長澤昇 | 取締役常務執行役員 経営企画部長 | 取締役常務執行役員 経営企画部長兼海外事業本部長 | 2024年 4月 1日 |
| | 取締役常務執行役員 経営企画部長兼海外事業本部長 | 取締役常務執行役員 海外事業本部長 | 2024年 5月 1日 |

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険契約」という。）を締結しております。D&O保険契約は被保険者の行った業務に起因して損害賠償請求された損害等を填補するものであります（ただし、保険約款で定められた免責事由に該当するものを除く。）。当社の全ての取締役及び監査役（社外を含む。）は当該保険契約の被保険者の対象となり、その保険料は全額当社が負担しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別総額 | | | 支給人員 |
|------------------|-------------------|-------------------|---------------|-------------|------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 330百万円 (43百万円) | 183百万円 (43百万円) | 139百万円 (-) | 7百万円 (-) | 8名 (3) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 58百万円 (34百万円) | 58百万円 (34百万円) | - (-) | - (-) | 7名 (6) |
| 合計 (うち社外役員) | 389百万円 (78百万円) | 242百万円 (78百万円) | 139百万円 (-) | 7百万円 (-) | 15名 (9) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2016年6月28日開催の第59回定時株主総会において年額600百万円以内と決議いただいております。なお、決議日時点での報酬の支給対象となる取締役の人数は8名となります。
2. 監査役の報酬限度額は2016年6月28日開催の第59回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。なお、決議日時点での報酬の支給対象となる監査役の人数は4名となります。
3. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役は3名）、監査役は5名（うち社外監査役は4名）であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、2024年6月27日開催の第67回定時株主総会をもって退任した監査役2名（うち社外監査役2名）を含んでいるためであります。
4. 上記の報酬等の総額には以下のものが含まれております。
当事業年度における役員賞与引当金の繰入額139百万円（取締役5名に対し139百万円）、役員株式給付引当金繰入額7百万円（取締役5名に対し7百万円）。
5. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結の親会社株主に帰属する当期純利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、当社の取締役の経営責任が当社グループ全体に及ぶことを踏まえ、内部留保となる純利益が会社の最終の成績を表すものと判断したためです。
なお、連結の親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、「(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。
6. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該役員株式報酬は、取締役の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める目的として導入したものです。当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度であり、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。支給額の決定に関しては、取締役会の決議で許容される範囲において、毎年の定時株主総会日現在における取締役に対して、前年の定時株主総会日から当年の定時株主総会日までの期間における職務執行の対価として、「1ポイント＝1株」相当のポイントを支給いたします。また、当該ポイントについては、職務執行期間の開始する日における役位に応じて、支給され、役位ごとの内訳は代表取締役会長及び代表取締役社長465ポイント、取締役副社長執行役員279ポイント、取締役専務執行役員264ポイント、取締役常務執行役員233ポイント、取締役執行役員186ポイントとなります。
当該役員株式報酬に関する株主総会の決議については、2018年6月26日開催の定時株主総会において、役員株式報酬制度導入に関する決議を受けております。なお、決議日時点での報酬の支給対象となる役員的人数は取締役9名となります。また、2021年6月22日開催の定時株主総会において、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の2021年3月1日施行に伴い、取締役に対する株式報酬の報酬枠（1事業年度あたり2,400ポイントを上限）等に関する決議を受けており、決議日時点での報酬の支給対象となる役員的人数は取締役5名であります。

⑤取締役及び監査役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定は、指名報酬諮問委員会の意見を踏まえ、株主総会で決議を受けた報酬限度額の範囲内で、取締役会より一任された代表取締役社長久米敦司が決定しております。なお、役員賞与の個人別金額の決定においては、役職別に割り振られたポイント数を勘案しております。

また、当該一任の決議については、毎年株主総会後に行う取締役会において、審議のもと行っております。代表取締役に個人別の報酬に関する権限を委任した理由は、業務執行及び事業特性をよく知る代表取締役に一任することで俯瞰的かつ機動的な報酬額の決定が可能であると判断したためです。また、役員株式報酬の個人別給付株式数の決定においては「1ポイント＝1株」相当のポイントを役位ごとに定め付与しております。

なお、指名報酬諮問委員会では、取締役の報酬等の決定プロセスの公正性や透明性、客観性等を担保するため、取締役の個人別の報酬に関する決定方針等の審議を行っております。指名報酬諮問委員会は代表取締役会長、代表取締役社長及び独立社外取締役のうち、取締役会の決議によって選任された3人以上の取締役で構成され、その過半数は独立社外取締役であります。取締役会は、指名報酬諮問委員会における審議プロセス、提言内容等を確認しており、取締役の個人別の報酬額の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、各監査役の報酬については、株主総会で決議を受けた報酬限度額の範囲内で、監査役の協議を経て支給額を決定しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況は「(2) 会社役員の状況」の「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、各社外役員の兼職先と当社との間の関係は次のとおりであります。

| 地位 | 氏名 | 当社と当該他の法人等との関係 |
|-----|------|---|
| 取締役 | 齋藤聖美 | 記載すべき関係はありません。 |
| 取締役 | 大西賢 | 記載すべき関係はありません。 |
| 取締役 | 竹田真 | 記載すべき関係はありません。 |
| 監査役 | 山内文明 | カタギ食品株式会社は、当社の子会社であります。カタギ食品株式会社との間には原料の供給及び事業資金の貸付等の取引関係があります。 |
| 監査役 | 秋元建夫 | 小澤物産株式会社及び小澤商事株式会社は、当社の大株主であります。小澤物産株式会社と当社との間には、補助材料の仕入等の取引関係があります。また、小澤商事株式会社と当社との間には、製品の保管荷役及び運送委託等の取引関係があります。 |
| 監査役 | 松澤修一 | 三井物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、原材料の仕入、製品の販売代理店取引等の取引関係があります。 |
| 監査役 | 武川聡 | 三菱商事株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、製品の販売代理店取引等の取引関係があります。 |

□. 当事業年度における主な活動状況

a. 社外取締役

| | 出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---------------|---|
| 取 締 役 齋 藤 聖 美 | <p>当期に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。企業経営者としての豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づいて、取締役会では当該視点から積極的な意見を述べており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で、当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> |
| 取 締 役 大 西 賢 | <p>当期に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。企業経営者としての豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づいて、取締役会では当該視点から積極的な意見を述べており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で、当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> |
| 取 締 役 竹 田 真 | <p>当期に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にコンプライアンスについて専門的立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> |

b. 社外監査役

| | 出席状況、発言状況 |
|----------|--|
| 監査役 山内文明 | 当期に開催された取締役会13回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 秋元建夫 | 当期に開催された取締役会13回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 松澤修一 | 当期に開催された取締役会10回すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 武川 聡 | 当期に開催された取締役会10回すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。 |

(注) 監査役松澤修一氏及び監査役武川聡氏は、2024年6月27日開催の第67回定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の役員と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

■（３）会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

| 区分 | 監査証明業務に基づく報酬等 | 非監査業務に基づく報酬等 |
|-----------|---------------|--------------|
| 当 社 | 37百万円 | — |
| 連 結 子 会 社 | — | — |
| 計 | 37百万円 | — |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社における監査証明業務に基づく報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、公認会計士法等の法令違反による監督官庁から処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、当社評価項目による評価結果の観点から、監査を遂行するに不十分であると判断した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 30,369 | 流動負債 | 6,018 |
| 現金及び預金 | 7,881 | 支払手形及び買掛金 | 2,832 |
| 売掛金 | 8,983 | 未払金 | 1,531 |
| 商品及び製品 | 2,505 | 未払法人税等 | 600 |
| 仕掛品 | 1,723 | 賞与引当金 | 638 |
| 原材料及び貯蔵品 | 8,677 | 役員賞与引当金 | 139 |
| その他 | 597 | その他 | 276 |
| 固定資産 | 13,167 | 固定負債 | 2,252 |
| 有形固定資産 | 10,234 | 退職給付に係る負債 | 1,792 |
| 建物及び構築物 | 4,655 | 役員株式給付引当金 | 37 |
| 機械装置及び運搬具 | 2,145 | 株式給付引当金 | 7 |
| 土地 | 3,091 | 資産除去債務 | 233 |
| リース資産 | 42 | リース債務 | 65 |
| 建設仮勘定 | 93 | 繰延税金負債 | 116 |
| その他 | 206 | 負債合計 | 8,271 |
| 無形固定資産 | 73 | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | 55 | 株主資本 | 34,268 |
| その他 | 17 | 資本金 | 2,160 |
| 投資その他の資産 | 2,859 | 資本剰余金 | 3,067 |
| 投資有価証券 | 2,213 | 利益剰余金 | 30,400 |
| 繰延税金資産 | 385 | 自己株式 | △1,359 |
| その他 | 314 | その他の包括利益累計額 | 997 |
| 貸倒引当金 | △53 | その他有価証券評価差額金 | 1,002 |
| 資産合計 | 43,536 | 繰延ヘッジ損益 | △31 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 26 |
| | | 純資産合計 | 35,265 |
| | | 負債純資産合計 | 43,536 |

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高 | | 39,450 |
| 売上原価 | | 29,303 |
| 売上総利益 | | 10,146 |
| 販売費及び一般管理費 | | 6,980 |
| 営業利益 | | 3,166 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 59 | |
| 為替差益 | 82 | |
| 受取補償金 | 48 | |
| 投資有価証券売却益 | 11 | |
| 補助金収入 | 28 | |
| 雑収入 | 42 | 273 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 0 | |
| 支払手数料 | 31 | |
| 支払補償費 | 11 | |
| 雑損失 | 1 | 45 |
| 経常利益 | | 3,394 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | 0 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 10 | 10 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 3,384 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,078 | |
| 法人税等調整額 | △51 | 1,027 |
| 当期純利益 | | 2,357 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 2,357 |

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|-------|--------|
| 売上高 | | 35,921 |
| 売上原価 | | 26,497 |
| 売上総利益 | | 9,424 |
| 販売費及び一般管理費 | | 6,284 |
| 営業利益 | | 3,140 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 57 | |
| 為替差益 | 82 | |
| 受取補償金 | 48 | |
| 投資有価証券売却益 | 11 | |
| 補助金収入 | 28 | |
| 雑収入 | 43 | 272 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 0 | |
| 支払手数料 | 31 | |
| 支払補償費 | 11 | |
| 雑損失 | 0 | 44 |
| 経常利益 | | 3,368 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | 0 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 10 | 10 |
| 税引前当期純利益 | | 3,357 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,076 | |
| 法人税等調整額 | △60 | 1,015 |
| 当期純利益 | | 2,341 |

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

かどや製油株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

| | |
|--------------------|--------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 古谷 大二郎 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 能勢 直子 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、かどや製油株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、かどや製油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

かどや製油株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

| | |
|--------------------|--------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 古谷 大二郎 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 能勢 直子 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、かどや製油株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当社および当社グループ会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を取締役会と協働して確立することを監査の基本方針として、監査計画、職務の分担等を定め、内部統制システムの強化とリスクへの対応、労働安全・食品安全への取り組み状況、組織風土改革と人事政策などを重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部署、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

1. 取締役会、並びにその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
2. 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
3. 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日、企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

1. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
2. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
3. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は2025年5月に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたが、公正取引委員会との間で見解の相違があることから慎重に対応しているところであります。監査役会は、当社および子会社が独占禁止法を含む法令順守の徹底に取り組んでいることを確認しておりますが、今後とも法令順守体制一層の強化について適正な対応がなされるよう、監査の充実に努めてまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

かどや製油株式会社 監査役会

常勤監査役 植松博司 ㊟

常勤監査役 山内文明 ㊟

監査役 秋元建夫 ㊟

監査役 松澤修一 ㊟

監査役 武川聡 ㊟

(注) 監査役山内文明氏、監査役秋元建夫氏、監査役松澤修一氏、監査役武川聡氏は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会 会場ご案内図

日時 2025年6月26日(木曜日) 午前10時

場所 シティホール&ギャラリー五反田
東京都品川区西五反田8丁目4番13号 五反田JPビルディング3階



シティホール&ギャラリー五反田
五反田JPビルディング3階

- 交通**
- 1 〓 JR山手線 五反田駅 西口から徒歩5分
〓 都営地下鉄浅草線
 - 2 〓 東急池上線 大崎広小路駅 徒歩1分
 - 3 〓 JR山手線・湘南新宿ライン 大崎駅 西口から徒歩7分



〒141-0001 東京都品川区北品川5丁目1番18号
TEL 03-6721-6957
<https://www.kadoya.com/>

